

# 令和8年度 介護保険料の減免制度について

- 第1号被保険者（65歳以上の方）で、次のいずれかに該当することにより、保険料を納入することが困難であると認められる場合は、申請により保険料の額が減免されることがあります。
- 要件等の詳細は、お近くの区役所区民生活課（中央区役所は窓口サービス課）または介護保険課へご相談ください（連絡先は裏面に掲載しています）。

## 生活保護基準以下の収入や資産の場合

**要件** 保険料段階が1～8段階の方で、次の全てに該当する方（生活保護受給者は除く）

- ① 世帯全体の年間年収が生活保護基準以下であること
- ② 市民税の課税において、別世帯の方の控除対象配偶者または扶養親族となっていないこと
- ③ 世帯全体の預貯金額が生活保護基準以下であること
- ④ 世帯単位で自己の居住用以外の土地または家屋を所有していないこと

減免内容	保険料段階	減免適用額
	第1段階の方	第1段階の2/3相当額まで減免
	第2～8段階の方	第1段階まで減免

**減免期間** 申請月から年度内

## 震災、風水害、火災などにより被災された場合

**要件** 次のいずれかに該当する方

- ① 第1号被保険者又は主たる生計維持者が災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合
- ② 主たる生計維持者の事業収入が災害による被害を受けたことにより著しく減少した場合

**減免内容・減免期間**

①の場合

- ・ 損害の程度や収入の状況等により保険料額の全額～4分の1を減免
- ・ 減免期間：被災月（申請月）から1年間（広範囲に発生した災害の場合は年度内）

②の場合

- ・ 減免申請時に賦課されている保険料の額から、減免申請年中に見込まれる所得等の状況により仮算定した保険料との差額を減免（広範囲に発生した災害の場合は、収入の状況に応じ保険料の全額～10分の8を減免）
- ・ 減免期間：申請月から年度内

## 主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合

要件	次のいずれかに該当する方 ① 主たる生計維持者が死亡し、若しくは災害により行方不明となったこと又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院により、その者の収入が著しく減少した場合 ② 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合
減免内容	減免申請時に賦課されている保険料の額から、減免申請年中に見込まれる合計所得金額により仮算定した保険料との差額を減免
減免期間	申請月から年度内

## 犯罪等の被害を受けた場合

犯罪被害により損害等があった方は、減免を受けることができる場合がありますのでお問い合わせください。

## 刑事施設、労役場等に拘禁された場合

要件	刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと
減免内容・減免期間	入所月から出所月の前月までの保険料を全額減免

## 【 お問い合わせ先 】

市役所・区役所	電話番号
北 区 区民生活課 税保険料係	025-387-1285
東 区 区民生活課 税保険料担当	025-250-2275
中央区 窓口サービス課 保険料係	025-223-7154
江南区 区民生活課 税保険料係	025-382-4241
秋葉区 区民生活課 税保険料係	0250-25-5677
南 区 区民生活課 税保険料担当	025-372-6137
西 区 区民生活課 保険料担当	025-264-7254
西蒲区 区民生活課 税保険料係	0256-72-8340
介護保険課 賦課収納係	025-226-1269

# 震災、風水害、火災などにより被災した場合

新潟市では、被保険者又は世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方について、介護保険料を減免します。

対象となる方は次のとおりです。(必要に応じて市で調査します。)

## 1 住宅、家財、その他財産の損害

① 実質的な損害が生じていること。(損害保険の補填を控除)

② 減免内容

損害程度	減免区分		減免期間
	前年度所得	減免割合	
全半焼、全半壊、水没、流失及びこれに準じるもの (損害保険の補填控除後の損害程度が10分の5以上)	基準所得金額未満	全部	被災月 (申請月) より 1年間
	基準所得金額以上	2分の1	
上記に満たない被災 (損害保険の補填控除後の損害程度が10分の2以上10分の5未満)	基準所得金額未満	2分の1	
	基準所得金額以上	4分の1	

※基準所得金額：令和8年度は210万円です。

※減免期間の始期は被災月か申請月のいずれか遅い方となり、終期は被災月より1年間となるため、申請の時期によっては減免期間が1年間に満たない場合があります。

## 2 住宅の損害(広範囲に発生した災害による場合)

① 損害金額(損害保険の補填を控除)がその住宅の価格の10分の2以上であること。

② 減免内容

損害程度	減免区分		減免期間
	前年度所得	減免割合	
損害金額が10分の5以上の場合	基準所得金額未満	全部	被災月 (申請月) より 年度内
	基準所得金額以上	2分の1	
損害金額が10分の2以上 10分の5未満の場合	基準所得金額未満	2分の1	
	基準所得金額以上	4分の1	

※ 基準所得金額：令和8年度は210万円です。

※減免期間の始期は被災月か申請月のいずれか遅い方となり、終期は申請のあった年度内となります。

◎ 添付書類（1，2 共通）

① 災害の被害が分かるもの

- 罹災証明書（所轄の消防署）
- 罹災証明書の発行を依頼する際の申告書

② 資産が分かるもの

- 借家 賃貸借契約書など
- ※ 持家 固定資産税名寄帳など

③ 保険料の払戻しを受けた場合

- 保険料の払戻し明細

## 死亡、災害による行方不明、心身の重大な障がい、長期入院により収入が著しく減少した場合

新潟市では、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、若しくは災害により行方不明となったこと、又は心身に重大な障がいを受け、若しくは長期入院したことにより収入が著しく減少した方について、介護保険料を減免します。

対象となる方は次のとおりです。（必要に応じて市で調査します。）

### 1 死亡、行方不明、障がい、長期入院による収入減

- ① 主たる生計維持者の減免申請したときにおいて見込まれる所得等の状況により仮に算定した保険料の段階が、申請時に現に賦課されている保険料段階に比べ2段階以上下がること。
- ② 境界層に該当しないこと。
- ③ 前年の所得が確認できること。
- ④ 減免基準

減免額	減免期間
減免申請をしたときに現に賦課されている保険料の額から減免申請をしたときに当該年中に見込まれる所得等の状況により仮に算定した保険料段階に定める保険料の額を差し引いた額	申請月より年度内

### 2 死亡、行方不明、障がい（広範囲に発生した災害による場合）

- ① 減免基準

罹災の程度	減免割合	減免期間
死亡し、又は行方不明となったとき	全部	申請月より年度内
身体に重大な障がいを受けたとき	10分の9	

◎ 添付書類（1，2共通）

① 被保険者又は生計中心者の収入が分かるもの

- 年金支払通知書（日本年金機構，共済組合など）
- 年金の振込通帳（金融機関）
- 源泉徴収票（会社等）
- 退職所得源泉徴収票（会社等）
- 給与明細書（会社等）
- 確定申告書（税務署）の写し
- 市県民税申告書（市民税課）の写し
- 収入申出書
- 月次売上台帳 など

② 被保険者又は生計中心者の行方不明，障がい，入院が分かるもの

- 身体障害者手帳（区役所健康福祉課）
- 療育手帳（区役所健康福祉課）
- 精神障害者保健福祉手帳（区役所健康福祉課）
- 診断書（医療機関）
- 行方不明届受理証明（所轄の警察署）
- 未発見証明（所轄の警察署）
- その他入院が証明できるもの

**事業・業務の休廃止，事業における著しい損失，失業等により  
収入が著しく減少した場合**

新潟市では，被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が事業又は業務の休廃止，事業における著しい損失，失業等により収入が著しく減少した方について，介護保険料を減免します。

対象となる方は次のとおりです。（必要に応じて市で調査します。）

**事業・業務の休廃止,事業における著しい損失，失業等による収入減**

- ① 主たる生計維持者の減免申請したときにおいて見込まれる合計所得金額により仮に算定した保険料の段階が，申請時に現に賦課されている保険料段階に比べ2段階以上下がること。
- ② 境界層に該当しないこと。
- ③ 主たる生計維持者の前年の所得が確認できること。  
※失業給付は合計所得金額には含まれない。

④ 減免基準

減免額	減免期間
減免申請をしたときに現に賦課されている保険料の額から減免申請をしたときに当該年中に見込まれる合計所得金額により仮に算定した保険料段階に定める保険料の額を差し引いた額	申請月より年度内

## ◎添付書類

### ① 被保険者又は生計中心者の収入が分かるもの

- 年金支払通知書（日本年金機構，共済組合など）
- 年金の振込通帳
- 源泉徴収票（会社等）
- 給与明細書（会社等）
- 確定申告書（税務署）の写し
- 市県民税申告書（市民税課）の写し
- 収入申出書
- 月次売上台帳 など

### ② 事業休廃止，損失，失業が分かるもの

- 破産手続開始決定書（裁判所）
- 廃業届受理証明（税務署）
- 退職証明書（勤務先）
- 離職票（ハローワーク）
- 雇用保険受給資格者証（ハローワーク） など

## 震災、風水害、火災等の災害により事業収入が著しく減少した場合

新潟市では、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により著しく減少した方について、介護保険料を減免します。

対象となる方は次のとおりです。（必要に応じて市で調査します。）

### 1 広範囲に発生した災害により事業収入が減少した場合

- ① 事業収入の減少による損害額の合計額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が平年における事業収入額の合計額の 10 分の 3 以上であること
- ② 合計所得金額のうち、事業所得以外の所得が 400 万円以下であること。
- ③ 減免基準

前年中における合計所得	減免割合	減免期間
基準所得金額（210 万円）未満	対象保険料全部	申請月より 年度内
基準所得金額（210 万円）以上	対象保険料の 10 分の 8	

※対象保険料額 災害を受けた日以後の納期に係る保険料額に前年中における合計所得金額に占める事業所得金額の割合を乗じて得た金額

### 2 災害による被害により事業収入が減少した場合

- ① 主たる生計維持者の減免申請したときにおいて見込まれる合計所得金額により仮に算定した保険料の段階が、申請時に現に賦課されている保険料段階に比べ 2 段階以上下がること。
- ② 境界層に該当しないこと。
- ③ 前年の所得が確認できること。
- ④ 減免基準

減免額	減免期間
減免申請をしたときに現に賦課されている保険料の額から減免申請をしたときに当該年中に見込まれる合計所得金額により仮に算定した保険料段階に定める保険料の額を差し引いた額	申請月より 年度内

◎ 添付書類

① 被保険者又は生計中心者の収入が分かるもの

- 年金支払通知書（日本年金機構，共済組合など）
- 年金振込の通帳
- 源泉徴収票（会社等）
- 退職所得源泉徴収票（会社等）
- 給与明細書（会社等）
- 確定申告書（税務署）の写し
- 市県民税申告書（市民税課）の写し
- 月次売上台帳
- 収入申出書 など

② 事業収入の減少が災害によるものであることが分かるもの

- 損害保険の支払通知
- 農業共済支払通知（農業共済組合等）
- 漁業共済支払通知（漁業共済組合等） など

## 刑事施設等に拘禁された場合

新潟市では、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された方に対して、介護保険料を減免します。  
対象となる方は次のとおりです。

### 刑事施設等に拘禁された場合

① 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと。

② 減免基準

減免額		減免期間
入所月から出所月の前月まで	全額	入所月から出所月の前月 (年度ごとに申請が必要)

◎添付書類 収監等がわかるもの

- 収監証明書
- 拘留証明書
- 裁判所判決謄本 など

## 介護保険料の負担が困難な場合

新潟市では、保険料第1～8段階の方のうち、介護保険料の負担が困難な方について、介護保険料を減免します。(生活保護受給者等を除く)

### 低所得等の理由で介護保険料の負担が困難な場合

- ① 市民税課税上、別世帯の方の被扶養者になっていないこと。
- ② 世帯全体の年間収入が生活保護の基本的な生活扶助費(65～69歳の1類, 2類, 冬季加算)及び住宅経費(借家, アパート等にお住まいの方)の合計額以下であること。

世帯人数	年間収入基準額	借家, アパート等にお住まいの方
1人	915,090円以下	年間家賃(上限426,000円)を加算
2人以上	1人当たり533,390円を加算	世帯人数に応じ年間家賃(上限)を加算 2人516,000円 3～5人554,400円 6人,600,000円 7人以上664,800円

### 介護施設入所者の場合(入所基準額+利用料+食費分)

施設の種類の種類		年間収入基準額
特別養護老人ホーム	ユニット型個室	1,172,390円
	ユニット型準個室	
	従来型個室	993,540円
	多床室	829,290円
介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	ユニット型個室	1,172,390円
	ユニット型準個室	
	従来型個室	829,290円
	多床室	

- ③ 世帯全体の預金額が以下の基準額以下であること。

世帯人数	基準額(生活保護基準を適用)
1人	915,090円以下
2人以上	1,448,480円以下

※借家等の場合は年間家賃(上限額内)分を減額

- ④ 自宅以外の売却資産(土地, 家屋等)がないこと。

※自宅の固定資産評価額が2700万円以上の場合は, 対象外。

- ⑤ 減免基準

保険料段階	減免額	減免期間
第1段階の方	第1段階の2/3相当額まで減額	申請月より年度内
第2～8段階の方	第1段階まで減額	

※7月末日までの申請の場合, 年度当初の4月に遡って減免可能とする。

◎ 添付書類

① 被保険者又は生計中心者の収入が分かるもの

- 年金支払通知書（日本年金機構，共済組合など）
- 年金振込の通帳
- 源泉徴収票（会社等）
- 退職所得源泉徴収票（会社等）
- 給与明細書（会社等）
- 確定申告書（税務署）の写し
- 市県民税申告書（市民税課）の写し
- 収入申出書
- 月次売上台帳 など

② 被保険者及び同一生計者（同居者）の資産が分かるもの

- ※ 持家の場合，固定資産税名寄帳など
- 預金通帳
- 生命保険証書
- 株券（預り証） など

③ 家賃が分かるもの（借家又はアパート等にお住まいの方）

- 賃貸借契約書
- 払い込みの領収書 など